

議案第 2 号

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

米子市教育委員会

## 議案第 2 号参考資料

### 米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の 制定について

#### (改正理由)

令和 6 年 4 月 1 日付け組織機構の改正により、こども政策課に高校  
総体推進室を設置することに伴い、所要の整備を行おうとするもので  
す。

#### (改正内容)

- 1 こども政策課に、「高校総体推進室」を置くとともに、同課の所  
掌事務に、「令和 7 年度全国高等学校総合体育大会の開催に関する  
事務」を加えることとする。(第 2 条及び第 3 条関係)
- 2 課内室に、室長を置くこととする。(第 10 条第 1 項関係)
- 3 室長の職責を定めることとする。(改正後第 11 条第 6 項関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとする。

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

米子市教育委員会事務局組織規則（平成17年米子市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><u>（課並びに室及び担当の設置）</u></p> <p>第2条 事務局に、次のとおり課<u>並びに課に属する室及び担当</u>を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">子ども政策課</td> <td>学校政策担当 <u>義務教育学校準備担当</u> <u>高校総体推進室</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </table> <p>（子ども政策課の所掌事務）</p> <p>第3条 子ども政策課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [省略]</p> <p><u>(11) 令和7年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。</u></p> <p><u>(12) [省略]</u></p> <p><u>（課内室及び担当の所掌事務）</u></p> <p>第9条 <u>課に属する室（以下「課内室」という。）及び担当</u>において所掌する事務は、課長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>（職制）</p> <p>第10条 事務局に事務局長を、課に課長を、<u>課内室に室長</u>を置く。</p> <p>2・3 [省略]</p>	子ども政策課	学校政策担当 <u>義務教育学校準備担当</u> <u>高校総体推進室</u>	[省略]		<p><u>（課及び担当の設置）</u></p> <p>第2条 事務局に、次のとおり課<u>及び当該課に属する担当</u>を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">子ども政策課</td> <td>学校政策担当 <u>義務教育学校準備担当</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </table> <p>（子ども政策課の所掌事務）</p> <p>第3条 子ども政策課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [省略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(11) [省略]</u></p> <p><u>（担当の所掌事務）</u></p> <p>第9条 <u>担当</u>において所掌する事務は、課長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>（職制）</p> <p>第10条 事務局に事務局長を、課に課長を置く。</p> <p>2・3 [省略]</p>	子ども政策課	学校政策担当 <u>義務教育学校準備担当</u>	[省略]	
子ども政策課	学校政策担当 <u>義務教育学校準備担当</u> <u>高校総体推進室</u>								
[省略]									
子ども政策課	学校政策担当 <u>義務教育学校準備担当</u>								
[省略]									

<p>(職責)</p> <p>第11条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 課長は、教育長の命を受け、課の事務を掌理し、<u>課に所属する職員</u>を指揮監督する。</p> <p>4・5 [省略]</p> <p>6 室長は、前項に定める課長補佐の職責に加え、課長の命を受け、<u>課内室に所属する職員（以下この項において「所属職員」という。）</u>を直接指揮監督して、その所掌する事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導に当たる。</p> <p>7 担当課長補佐は、課長の命を受け、<u>担当に所属する職員（以下この項において「所属職員」という。）</u>を直接指揮監督して、その所掌する事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導に当たる。</p> <p>8 [省略]</p> <p>9 係長は、<u>室長又は担当課長補佐</u>の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、課に所属する職員のうちから課長が定めるものを直接指揮監督して、その所掌する事務を処理するとともに、当該職員の指導に当たる。</p> <p>10 主任は、常に<u>室長、担当課長補佐及び係長</u>を助け、その命を受けてその所掌する事務に従事する。</p> <p>11 [省略]</p> <p>(所属職員の分担事務)</p> <p>第12条 課長は、<u>課に所属する職員が分担する事務</u>を定め、その都度、教育長に報告しなければならない。</p>	<p>(職責)</p> <p>第11条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 課長は、教育長の命を受け、課の事務を掌理し、<u>所属職員</u>を指揮監督する。</p> <p>4・5 [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>6 担当課長補佐は、課長の命を受け、<u>所属職員</u>を直接指揮監督して、その所掌する事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導に当たる。</p> <p>7 [省略]</p> <p>8 係長は、担当課長補佐の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、課に所属する職員のうちから課長が定めるものを直接指揮監督して、その所掌する事務を処理するとともに、当該職員の指導に当たる。</p> <p>9 主任は、常に担当課長補佐及び係長を助け、その命を受けてその所掌する事務に従事する。</p> <p>10 [省略]</p> <p>(所属職員の分担事務)</p> <p>第12条 課長は、<u>所属職員の分担事務</u>を定め、その都度、教育長に報告しなければならない。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は、注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。